

令和8年度

寒江小学校いじめ防止基本方針

目 次

1 寒江小学校いじめ防止基本方針について	1
(1) 目的	
(2) 基本理念	
2 本校のいじめの実態と課題について	1
(1) 本校の実態	
(2) 本校の課題	
3 いじめ問題への対応について	2
(1) いじめの防止のための取組	
(2) いじめの早期発見のための取組	
(3) いじめが起きたときの対応	
4 重大事態への対応について	8
(1) 重大事態とは	
(2) 重大事態の対応についての留意事項	
(3) 調査結果の提供及び報告	

2 寒江小学校いじめ防止基本方針

1 寒江小学校いじめ防止基本方針について

(1) 目的

いじめは、いじめを受けた子供の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあります。

富山市立寒江小学校は、学校や家庭、地域が連携し、いじめ問題の克服に向けて取り組むため、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律第 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づいて、いじめの防止やいじめの早期発見、いじめの対処のための対策を総合的かつ効果的に推進するため「寒江小学校いじめ防止基本方針」を策定しました。

(2) 基本理念

いじめの防止等の対策はいじめが全ての子供にかかわる問題であることから、子供が安心して学習や活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わずいじめがなくなることを目指して行うことが重要です。

また、いじめの防止等の対策は、いじめがいじめられた子供の心身に深刻な影響を及ぼし、取り返しのつかない状況も生み出す行為であることについて子供が十分に理解できるように行うようにします。

加えて、いじめの防止等の対策は、市、学校、家庭、地域住民だけでなく、国や県、その他の関係者、関係機関がいじめ問題の克服を目指し、連携して取り組みます。

2 本校のいじめの実態と課題について

(1) 本校の実態

- ・本校は全学年単級の小規模校です。寒江保育所から本校に入学してくる児童が大半をしめ、幼い頃からの人間関係が固定化している傾向にあります。そのため、異学年の児童同士が関わり合う機会を多くもち、互いのよさや成長を認め合う人間関係を築くよう努めています。

(2) 本校の課題

- ・1年生から気心が知れた同じ仲間と学校生活を過ごしてきているため、人間関係の変化に乏しく、場に応じた言葉遣いができないときがあります。一人一人の価値観の違いを理解し受け入れることができるよう支援するとともに、相手の話を聞く姿勢や他を思いやる言語環境に留意した教育活動に努める必要があります。

3 いじめ問題への対応について

(1) いじめの防止のための取組

- ・「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体につくるとともに、「自分の大切さとともに、他人の大切さを認める」態度を育てるよう努めます。
- ・道徳教育や人権教育を充実し、読書活動・体験活動等、幅広く体験的に学ぶ機会を設けることで、子供の社会性を育み、いじめをしない、させない、許さない態度の育成に努めます。
- ・一人一人を大切にしたい分かりやすい授業づくりに努め、一人一人が活躍できる集団づくりを進めます。
- ・いじめにつながりやすい感情を抑えるために、学校の教育活動全体を通して、自己有用感や自己肯定感を高められるよう努めます。
- ・いじめの内容や指導上の留意点等について、平素から教職員全員で共通理解を図り、未然防止に取り組みます。
- ・いじめ問題に関する年間指導計画を作成し、いじめの未然防止のための定期的な学校生活アンケートや教職員研修を実施するとともに、随時、計画の見直しを図り、よりよい取組となるよう改善に努めます。

※参照 【表1 校内いじめ防止委員会】

【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

(2) いじめの早期発見のための取組

- ・休み時間や放課後の子供の様子、日記等での子供との日常のやりとり、個人面談や家庭訪問等を通して、アンテナを高く子供たちを見守ります。
- ・些細ないじめに関する情報であっても学校の教職員全体で共有し、解消に向け、迅速に取り組みます。
- ・定期的なアンケート調査や教育相談を実施し、いじめの実態把握に努め、子供が日頃からいじめを訴えやすい雰囲気づくりに努めます。
- ・子供や保護者、教職員が気軽に相談できるような体制を整備し、保健室や相談箱等の窓口について広く周知するよう努めます。

(3) いじめが起きたときの対応

- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めます。
- ・子供や保護者からいじめの相談や訴えがあった場合には、些細な兆候であっても、丁寧に対応し、いじめられた子供やいじめを知らせてきた子供の安全を確保します。
- ・いじめを発見したり、通報を受けたりしたときは、校内の「いじめ防止委員会」で直ちに情報を共有し、組織的に対応します。

※参照①【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】

②【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】

- ・速やかにいじめの事実の有無の確認をし、結果は、市教育委員会に報告し、い

- じめられた子供といじめた子供それぞれの保護者に連絡します。
- ・児童生徒の心身に重大な被害が生じている、又はその疑いがあるいじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、直ちに警察に相談・通報を行い、適切に援助を求めます。
 - ・いじめられた子供とその保護者へは次のような支援を行います。
 - ア 徹底して秘密を守ることを伝え、複数の教職員で見守りを行うなど、いじめられた子供の安全を確保します。
 - イ 必要に応じ、いじめた子供を別室で指導すること等で、いじめられた子供が落ち着いて教育を受けることができるようにします。
 - ウ 状況に応じ、心理や福祉等の専門家による心のケアに努めるとともに、教員経験者、外部専門家、警察官経験者等の協力を得て、いじめの解消に取り組みます。
 - ・いじめた子供とその保護者へは次のように指導・助言を行います。
 - ア 複数の教職員が連携し、必要に応じて心理や福祉等の専門家、教員、外部専門家、警察官経験者等の協力を得て、いじめの行為をやめさせ、再発防止に努めます。
 - イ 保護者の理解を得て、保護者と連携して対応を行えるよう協力を求めるとともに、保護者と継続的に対話していきます。
 - ウ いじめた子供へは、いじめは生命や身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行います。
 - エ いじめの背景にも目を向け、いじめた子供のストレスの軽減や環境の改善に向けた指導を行います。
 - オ 警察と連携した指導については、教育的配慮に十分に留意し、いじめた子供の健全な成長を促すことを目的に行います。
 - ・いじめが起きた集団の子供に対しては、自分の問題として捉えさせるとともに、その中で同調していた子供に対しては、同調はいじめに加担することであることを理解させ、いじめを根絶しようとする態度を育てます。
 - ・謝罪で解決したものとはせず、当事者同士や周りの子供との関係が修復し、集団が望ましい状態を取り戻すまで指導を継続し、安定した状態になっても見守りを続けます。
 - ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する対応や、必要に応じて法務局又は地方法務局・警察の協力を得て、プロバイダに対して速やかに削除を求める対応を指導します。
 - ・ネット上の人権を侵害する情報に関する相談の受付等、関係機関の取組について周知します。
 - ・パスワード付きサイトやSNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）、携帯電話のメールを利用したいじめの対策として、保護者と連携しながら、学校における情報モラル教育の充実に努めます。
 - ・いじめが一旦、解決したと思われる場合でも、十分な注意を払い、必要な支援を継続していきます。

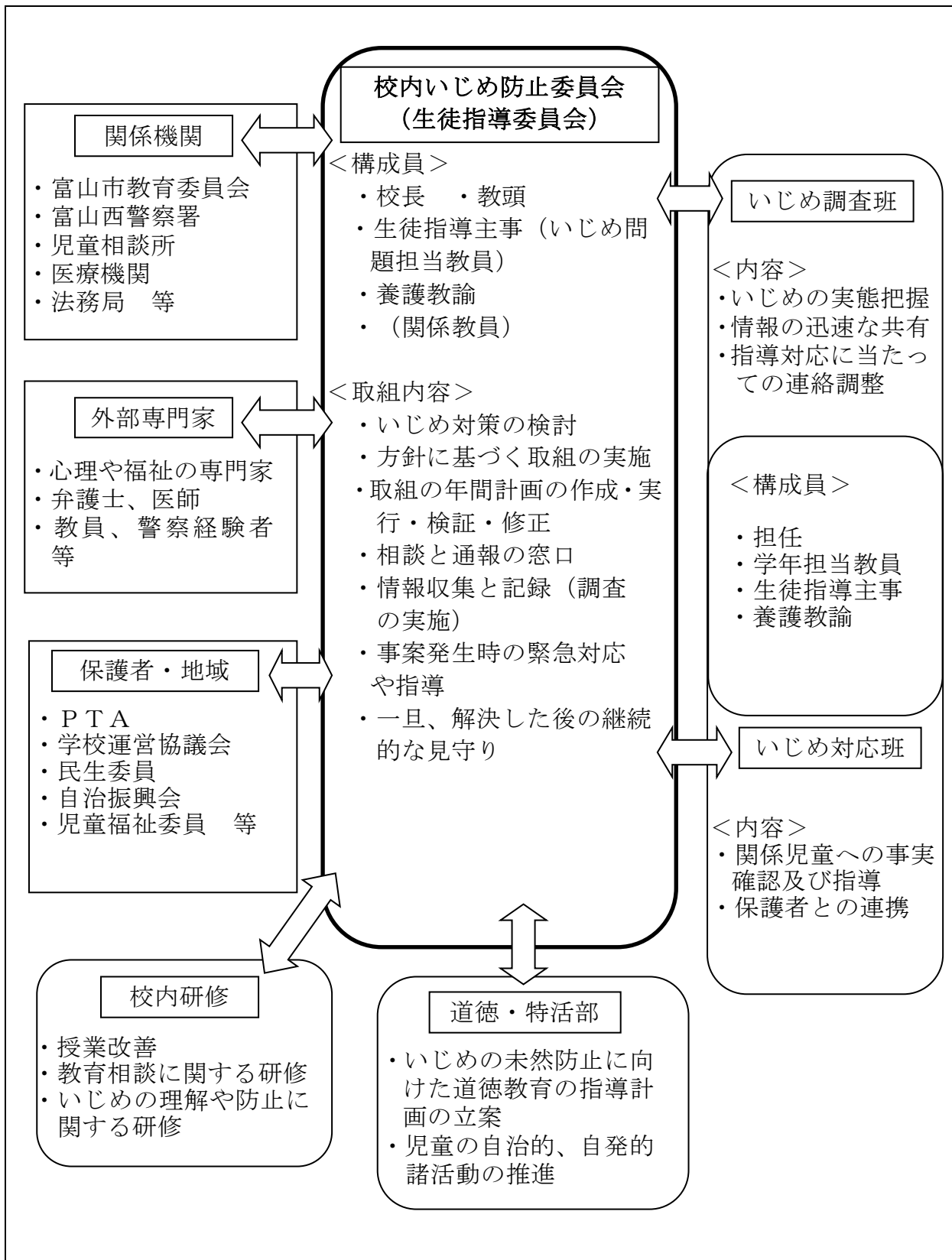
【表1 校内いじめ防止委員会】

役 職	氏 名	分担1	分担2	備 考
校長	山田 麻子	総 括		
教頭	山吉 信夫	調査班		
教務主任	佐藤 亜希	調査班		
生徒指導主事	岡野 直美	調査班	対応班	
スクール カウンセラー	岡村 明彦	調査班	対応班	
スクール ソーシャルワーカー	必要に応じて呉羽中学校に派遣されている宮舟貴子 SSW に支援を要請する。			
各担任	宮崎 志穂、青木 悠晟 岡野 直美、山本 果穂、 朝倉 美咲、松村 秀哉 安土 梨恵子、尾山 美和子	調査班	対応班	
養護教諭	中西 奈央	調査班	対応班	
その他関係教員	野坂 愛弓	調査班	対応班	

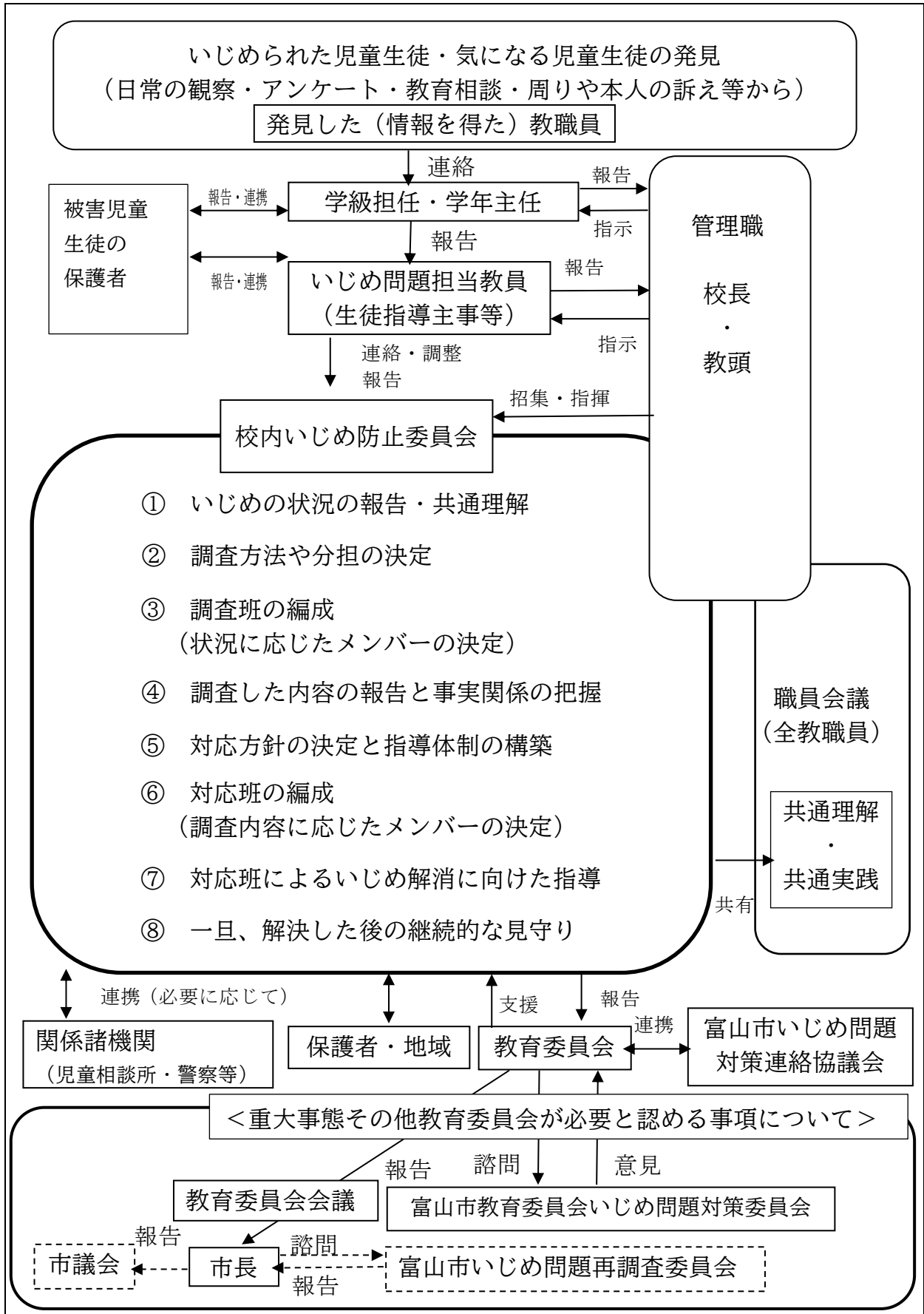
【表2 いじめ問題への取組の年間指導計画】

	4月	5月	6月	7月	8月		
校内委員会等	<p>生徒指導委員会実施①</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指導方針 ・指導計画等 <p>※職員会議で共通理解</p> <p>職員会議</p>	<p>PTA 総会及び学年懇談会での保護者啓発</p>	<p>事案発生時、校内いじめ防止委員会の実施</p>		<p>生徒指導委員会実施②</p> <ul style="list-style-type: none"> ・情報共有 ・2、3学期の指導計画の確認 		
未然防止への取組	<p>①学級づくり 人間関係づくり (縦割り班活動・運動会・なかよし遠足)</p>			<p>児童会による未然防止に向けた自治活動</p>			
早期発見への取組	<p>月に1回 いじめアンケート 学期に1回 学校生活アンケート(6月)</p>			<p>保護者 学校評価アンケート</p>	<p>教育相談週間</p>		
	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
校内委員会等	<p>事案発生時、校内いじめ防止委員会の実施</p>			<p>いじめ問題に関する職員研修会②</p>		<p>生徒指導委員会実施③</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本年度のまとめ ・指導計画の見直し 	
未然防止への取組	<p>②学級づくり 人間関係づくり (学習発表会)等</p>			<p>「人権週間」への取組</p>		<p>道徳・特別活動計画へ生かす</p>	
早期発見への取組	<p>月に1回 いじめアンケート 学期に1回 学校生活アンケート(11月)</p>			<p>保護者 学校評価アンケート</p>		<p>月に1回 いじめアンケート 学期に1回 学校生活アンケート(2月)</p>	
			<p>教育相談週間</p>			<p>教育相談週間</p>	

【図1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織】
 (法第22条に基づく組織)



【図2 いじめが起こった場合の組織的対応の流れ】



4 重大事態への対応について

(1) 重大事態とは

① 「いじめにより生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合
- 転校に至るほど精神的に苦痛を受けた場合

これらがいじめによるものである疑いが生じているとき

② 「いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(年間30日以上)の欠席を目安とする)

- 一定期間連続して欠席をしている場合

これがいじめによるものである疑いが生じているとき

(2) 重大事態の対応についての留意事項

① 重大事態の調査組織

- ・速やかに富山市教育委員会に報告し、市教育委員会の支援の下、管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、問題の解決に当たります。
- ・児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し出があったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる必要があります。
- ・学年又は学校の全ての保護者に説明するかどうかを判断し、当事者の同意を得た上で説明文書の配布や緊急保護者会の開催を検討します。
- ・事案によっては、マスコミの対応も考えられるので対応の窓口を明確にして適切な対応に努めます。

② 重大事態の調査の実施に当たって

- ・調査は、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生の防止を図ることを目的として行います。
- ・調査に当たっては、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にします。
- ・調査の実施は被害児童・保護者の意向を的確に把握し、調査方法を工夫しながら進めます。
- ・被害児童、保護者に寄り添いながら対応することを第一とし、信頼関係を構築して、進めます。
- ・加害児童からも、調査対象となっているいじめの事実確認について意見を聴取し、公平性、中立性を確保します。

- ・市教育委員会及び学校は、自らの対応にたとえ不都合なことがあっても、事実関係を明らかにして、対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していくという姿勢で調査に取り組みます。
- ・学校基本方針に基づく対応は適切に行われていたか、学校組織の役割は果たされていたか、学校のいじめ防止プログラムや早期発見・事案対処のマニュアルはどのような内容で、適切に運用され機能していたか等について分析を行います。

(3) 調査結果の提供及び報告

① いじめを受けた児童及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

- ・学校は、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。この際、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。
- ・調査の進捗状況について、被害児童及び保護者に対して拒むことなく、定期的または、適時に説明や経過報告に努めます。
- ・調査結果を公表する場合は、公表の仕方及び公表の内容を被害児童とその保護者に確認します。
- ・報道機関等、外部に公表する場合は、他の児童又は保護者に対して可能な限り、事前に調査結果を報告する。また、その際に、児童又は保護者の間において憶測を生み、学校に対する不信を生むことがないように、再発防止策（対応の方向性を含む）とともに調査結果を説明します。
- ・報道機関等、外部に公表しない場合であっても、再発防止に向けて、調査結果について、他の児童又は、保護者に対して説明を行うことを検討します。
- ・加害児童及びその保護者に対して、被害児童、保護者に説明した方針に沿って、調査結果の内容について説明します。学校は、調査方法等のプロセスを含め、認定された事実を丁寧に伝え、加害児童が抱えている問題とその心に寄り添いながら、個別に指導していじめをしたことの過ちに気付かせ、被害児童への謝罪の気持ちの醸成を図ります。
- ・調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断します。
- ・学校が調査を行う場合、市教育委員会に、情報の提供の内容・方法・時期などについて必要な指導及び支援を要請します。

② 調査結果の報告

学校は、下記のことをあらかじめ被害児童とその保護者に伝える。

- ・調査結果については、市教育委員会を通じて市長に報告・説明します。その際に、教育委員会の会議において議題として扱い、必要に応じて調査結果を総合教育会議において議題として取り扱うことも検討します。
- ・上記の説明の結果を踏まえて、いじめを受けた児童又は、その保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又は、その保護者の所見をまとめた文書の提出を受け、調査結果の報告に添えて市長等に送付します。